



# 知っていますか 民生委員・児童委員

▶問い合わせ 社会福祉グループ (☎051911)

## 一番身近な相談相手

『民生委員・児童委員』は、厚生労働大臣から委嘱された、地域で暮らす方たちを支える一番身近な相談相手です。

誰もが安心して暮らせるよう、生活上の困りごとや心配ごとを抱える方の相談に乗り、必要な支援をします。

相談内容により、市や社会福祉協議会のサービスを受けられるようにしたり、高齢者や障がいのある方の世帯の見守りや安否確認をしたりする、地域には欠かせない存在です。

## 求められる担い手

市では、現在、124人の『民生委員・児童委員』がそれぞれの担当地区で活動しています(うち12人は主任児童委員)。

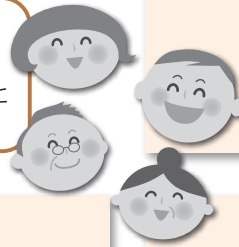
しかし、登別市の『民生委員・児童委員』の定員は132人とされており、委員の一部は複数の地区を担当しています。

少子高齢化など、社会状況の変化に伴い、相談内容が多様化する中、『民生委員・児童委員』のなり手が求められています。

## 民生委員・児童委員になりませんか

次の地区の民生委員・児童委員が不足しています。これまでの人生経験を活かして活動してみませんか。

登別本町2丁目の一部、美園町3丁目の一部、美園町5丁目の一部、美園町3・5丁目の一部、柏木町2～4丁目の一部、新生町4丁目の一部と6丁目、桜木町4丁目の一部(桜木団地)



### よくある疑問1

Q どうしたらなることができますか。なにか資格は必要ですか。

A 厚生労働大臣からの委嘱を受ける必要がありますが、特別な資格は必要ありません。活動への熱意がある方が求められています。

### よくある疑問2

Q 活動期間はどれくらいですか。

A 任期は3年で、3年おきに全国で一斉改選が行われます。10年以上委員として活動している方も多くいます。

### よくある疑問3

Q 仕事と並行してできますか。

A 活動日が定められているわけではないので、都合のつく範囲で無理のない活動が可能です。実際に仕事をしながら活動している方もいます。

### よくある疑問4

Q 報酬はありますか。

A 給与や報酬などは支給されません。ただし、活動に必要な交通費や電話料金などの一部が『活動費』として支給されます。

### よくある疑問5

Q 今まで地域と関わりのなかった私でもできますか。

A もちろんできます。地域との関わりは誰もが初めから持っているものではありません。活動を通して、地域との関わりが広がっていきます。